

取締役の対第三者責任はわが国でどのように形成されてきたのか

——形成過程からみた取締役の対第三者責任規定と最大判昭和44年11月26日の多数意見——

増 田 友 樹

富山大学紀要. 富大経済論集 第66巻第1・2・3合併号 (2020年12月)

富山大学経済学部

取締役の対第三者責任はわが国でどのように形成されてきたのか ——形成過程からみた取締役の対第三者責任規定と最大判昭和44年11月26日の多数意見——

増田友樹

キーワード：取締役の対第三者責任

- 1 はじめに
- 2 なぜ明治32年商法177条1項（取締役の対第三者責任規定）が必要とされたのか
- 3 どのような経緯で取締役の対第三者責任規定が昭和25年に改正されたのか
- 4 なぜ多数意見のような見解がだされたのか
- 5 おわりに

1 はじめに

会社法429条1項（平成17年改正前商法266条ノ3第1項）および取締役の対第三者責任に関する最大判昭和44年11月26日民集23巻11号2150頁の多数意見（以下「多数意見」という）については、従来から数多くの議論が行われてきた。なぜなら、会社に対する任務懈怠によって第三者に対する責任を取締役に負わせる根拠が明らかでない上に¹、直接損害事例であれば取締役の会社に対する任務懈怠の内容を、間接損害事例であれば債権者に直接請求権を認

* 本稿の執筆に際して、高橋陽一准教授から多くの貴重なコメントを頂きました。深く感謝申し上げます。

1 たとえば、上柳克郎「両損害包含説」同『会社法・手形法論集』（有斐閣、1980年）119頁～120頁〔初出：1978年〕、山下友信「支払い見込みのない手形振出と取締役の対第三者責任」同『商事法の研究』（有斐閣、2015年）109頁〔初出：1984年〕。

める必要性を、うまく説明できないからである²。そのため、近時の有力な見解のなかには、同規定や多数意見の立場の見直しを主張するものもみられる³。

このように会社法 429 条 1 項および多数意見は理論的に大きな問題を抱えているが、それと同時に、筆者は次のような疑問を抱いてきた。それは、「なぜこのような理論的に問題のある立法や多数意見がうみだされたのか」ということである。取締役の対第三者責任に関する立法・改正が行われたときに、同責任はどのように考えられていたのだろうか。また、昭和 44 年頃には既に上述のような問題は議論されていたにもかかわらず、なぜ多数意見のような見解がだされたのだろうか。

そこで本稿では、取締役の対第三者責任規定が設けられた明治 32 年から多数意見がだされた昭和 44 年までの同責任の形成過程に焦点を当てることで、このような疑問を明らかにしたい。これまでも取締役の対第三者責任に関して膨大な研究資源が費やされてきたことからすれば、その原因となった同規定や多数意見がうみだされた背景を明らかにすることは、それ自体に学術的意義があると思われるからである。

以下では、大きく 3 つの期間に分けて検討する。まず、取締役の対第三者責任規定が初めて設けられた明治 32 年商法制定時の経緯と同規定に関する昭和 25 年の商法改正以前の判例・学説の理解を取り上げる (2)。このような検討を通じて、同規定がなぜ必要とされたのかを確認する。次に、現在の会社法 429 条 1 項に引き継がれた昭和 25 年改正商法の規定 (商法 266 条ノ 3 第 1 項) がどのような経緯・議論を経て設けられたのかを確認する (3)。これによって、同規定の抱える理論的な問題が考慮されなかった状況を明らかにする。その上で、昭和 25 年の商法改正から昭和 44 年判決までに、取締役の対第三者責任規

2 その他にも論点はいくつかある。議論の概要について、岩原紳作編『会社法コンメンター (9) - 機関 (3)』(商事法務, 2014 年) 342 頁～347 頁〔吉原和志〕参照。

3 高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか? (1)」法学論叢 177 巻 6 号 (2015 年) 3 頁～4 頁、田中亘『会社法〔第 2 版〕』(東京大学出版会, 2018 年) 359 頁コラム 4 - 79。

定が裁判所によってどのように適用され、学説がそれをどのように評価してきたのかを検討する(4)。これは、当時の状況に照らし合わせて多数意見を評価するためである。最後は、簡単なまとめである(5)。

2 なぜ明治32年商法177条1項(取締役の対第三者責任規定)が必要とされたのか

(1) 明治32年商法177条1項とその制定経緯

取締役の対第三者責任規定は、明治32年商法制定時に初めて設けられた⁴。その規定は、次のとおりである。

177条1項 取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行為ヲ為シタルトキハ株主
総会ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ第三者ニ対シテ損害賠償
ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

明治32年商法177条1項は、取締役が法令または定款に違反した場合に限り、第三者に対して損害賠償責任を負うとしていた。同条が設けられた理由について、明治32年商法の原案(原案143条)が検討された商法委員会では「現行法第百八十八條ノ外部ニ付キ規定ヲ設ケタルモノナリ凡ソ取締役カ法律ノ規定又ハ定款ニ従フヘキコトハ特ニ明文ヲ待タサルトコロニシテ而シテ株主總會ト云ヘトモ亦法律ニ反スル決議ヲ爲スコト能ハサルハ固ヨリ言ヲ待タス然レトモ若シ株主總會ニ於テ法律違背ノ決議ヲ爲シタル場合アルニ當リ取締役カ默シテ其決議ニ従ハン乎其取締役亦其決議ニ従ヒタルモノト看做サル可ラス然ラハ即チ責任免ルルコトヲ得サルヤ當然ナリ」と説明されている⁵。

この説明からもわかるように、明治32年商法が制定される前は、(旧)商法

4 岩原編・前掲注(2)340頁〔吉原〕、上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(6)株式会社の機関(2)』(有斐閣、1987年)301頁〔龍田節〕。

5 法典調査会「商法委員会議事要録第参卷」3ノ45〔岡野敬次郎説明〕(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1367712>, 最終閲覧日:2020年10月31日)。なお、以下では、条文、立法資料、判決文、論文名、書名を除いて、新字体および現代仮名遣いで記述する。

188条において法律や定款に違反した場合の取締役の会社に対する損害賠償責任が設けられていた⁶。しかし、このような取締役の対会社責任は当然であるとの理由から同条は削除され、その代わりに取締役の第三者に対する損害賠償責任の規定が設けられた⁷。もっとも、同規定を設ける必要性はそれ以上説明されていない。

また、その後の商法修正案が提出されたときに発行された商法修正案参考書では「…取締役ハ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス若シ之ヲ爲シタルトキハ會社ニ對シテハ勿論第三者ニ對シテモ亦自ラ損害賠償ノ責ニ任セサルヘカラサルコト當然言フヲ俟タサル所ナリト雖モ取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲ爲シタルハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ニ於テモ尙ホ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任セサルヘカラサルヤ否ヤハ疑ノ存スル所ナリ是レ本案カ本條第一項ノ規定ヲ設ケタル所以ナリ」と記されている⁸。

ここでは、取締役の対第三者責任の取扱いを明確にするために明文を設けたと説明されている。取締役が法令や定款を遵守することは当然であるが、取締役の法令・定款違反行為が株主総会決議に基づく場合、その損害賠償責任の取扱いについて疑問があったからだとされる⁹。ただ、この説明からも、民法の規定とは別に、取締役の対第三者責任に関する規定を設ける必要性は明らかでない。したがって、このことは、以下でみる当時の裁判所や学説の見解から明らかにしていく。

なお、明治32年商法177条1項は、明治44年の改正において同条2項に移

6 梅謙次郎『改正商法〔明治26年〕講義（会社法・手形法・破産法）〔復刻版〕』（信山社出版、1997年）447頁参照。なお、明治23年商法188条は、次のとおりである。

取締役ハ其職分上ノ責務ヲ尽スコト及ヒ定款並ニ会社ノ決議ヲ遵守スルコトニ付キ会社ニ對シテ自己ニ其責任ヲ負フ

7 明治32年商法177条を設けることについて、特に異論はなかった。法典調査会・前掲注（5）3ノ45参照。

8 法典調査会「商法修正案参考書第1篇・第2篇第4章ノ50」（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1367722>、最終閲覧日：2020年10月31日）。なお、この参考書は起草委員の校閲を経ないものだとされる（浅木慎一『日本会社法成立史』（信山社出版、2003年）58頁）。

9 丸山長渡『改正商法要義上巻〔第7版〕』（寶文館ほか、1912年）263頁も参照。

され（同条1項には取締役の会社に対する損害賠償責任が再び設けられた）¹⁰、それに伴って、取締役の責任が連帯責任とされた¹¹。その後、取締役の対第三者責任規定は、昭和13年の商法改正によって266条2項に移されている。

(2) 事案の特徴と裁判所の理解

それでは、当時の裁判所は、取締役の対第三者責任規定をどのように理解していたのだろうか。

大判大正15年1月20日民集5巻115頁では、銀行の取締役による横領行為を理由として、取締役などの債権者に対する損害賠償責任が問題となった。この事案において、裁判所は「法令又ハ定款ニ反シタル行為アリタル為取締役ハ会社ニ対シテ損害賠償ノ義務ヲ生シテ取締役ノ此ノ行為ニ原因シテ第三者ハ会社ニ対シテ損害賠償請求権ヲ有スル場合ニ於テ会社ノ資力其ノ他ノ事情等ヨリ会社ニ対シテ其ノ責ヲ問フノミニテハ第三者ハ或ハ其ノ権利ノ満足ヲ得ルニ於テ遺憾アルヘキヲ慮リ当該取締役ニ対スル直接ノ請求権ヲモ第三者ニ与ヘタルモノ即前記法条ナリト解スルヲ以テ相当ナリトス」として、債権者が銀行から弁済を受けられない場合、横領という具体的な法令違反行為を理由に取締役に對して損害賠償請求権を行使できるとした。

また、大判昭和8年2月14日民集12巻423頁でも、銀行の取締役による横領行為とそのことが反映されていない決算書が作成されたことを理由として、取締役などの債権者に対する損害賠償責任が問題となった。この事案において、裁判所は「第三者ニ対スル関係ニ至リテハ右ト異リ会社ニ対スル単純ナル任務懈怠アリタルノ故ヲ以テ其ノ取締役カ第三者ニ対シ直接責ニ任スヘキ法理ナシ…只取締役ニシテ法令又ハ定款ノ具体的規定ニ反スル行為アリタル場合ニハ其

10 明治44年商法177条は、次のとおりである。

1項 取締役カ其任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

2項 取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行為ヲ為シタルトキハ株主総会ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其取締役ハ第三者ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

11 浅木・前掲注(8)215頁。

ノ反款違法ノ行為ノ有無ハ明確ニ決定シ得ヘク之ニヨリ第三者ニ対シ直接責任ヲ負ハシムレハ取締役ニ甚シキ不利ヲ及ホス虞ナクシテ又第三者ノ保護ヲ全フシ得ヘキヲ以テ第七十七条第二項ハ特ニ法令定款ノ違反ヲ条件トシテ第三者ニ対スル取締役ノ連帯責任ヲ認メタルモノニシテ單純ナル任務懈怠ニ付同条第二項ヲ適用セントスルノ誤謬ナルコト明白ナリ」として、取締役の單純な任務懈怠責任は対第三者責任に含まれないとした。取締役の対第三者責任を具体的な法令および定款違反の場合に限定することで、取締役に過度な負担を与えることなく、債権者を保護するためだとされる。

このように取締役の対第三者責任が争われた当時の事案では、一般市民から金銭を預かった銀行の取締役による違法行為（横領や不実表示）と銀行の破綻が問題となっている¹²。このような事案において、裁判所は、横領行為のような具体的な法令違反行為を理由に取締役の第三者に対する損害賠償責任を認める一方で、経営判断の誤りのような單純な任務懈怠を含めることを否定してきた¹³。

12 本文や後掲注(13)で紹介する事案以外にも、大判明治45年5月6日民録18輯454頁、東京控判大正6年10月24日新聞1337号23頁、大阪控判大正15年6月8日新聞2576号6頁、大判昭和16年4月15日民集20卷9号528頁において、銀行や信託会社（無尽業者）の取締役の責任が問題となっている。

13 東京控判昭和15年4月1日新聞4579号9頁は「商法…第七十七条第二項ノ『法令』トイフノハ、会社ノ執行機関トシテソノ仕事ヲスル取締役ガ守ルベキ、特別ナ、具体的ナ法令…ニカギルモノデアツテ民法商法其ノ他ニ見ラレルトコロノ、善良ナ管理者ノ注意ヲ用フベシトイフ意味ノ規定ノヤウナ、一般的、抽象的ナ規定ハコレニ入ラナイモノト解スベキモノデアル」として、單純な任務懈怠は取締役の対第三者責任に含まれないとする。

(3) 学説の理解

(a) 単純な任務懈怠の除外

当時の学説も、裁判所と同様に、経営判断の誤りのような単純な任務懈怠を理由とした取締役の対第三者責任は認められないと考えていた。

たとえば、松本丞治は「善良の管理者の注意を欠きたるため会社に不利益なる取引を為したること、他の取締役又は使用人の不正行為を発見し得ずして会社に損失を与えたこと等、単純なる任務懈怠と観るべき行為に付ては第177条第2項の責任〔筆者注：取締役の対第三者責任〕を生ずべき理由なし」とする¹⁴。

田中誠二も「比較対象上第2項〔筆者注：取締役の対第三者責任〕の法令中には民法644条を包含せずその他の法令の具体的なる規定に違反することを要し、単に合目的業務執行せざるごときはこれに入らない」と述べる¹⁵。田中耕太郎も「此の規定〔筆者注：取締役の対第三者責任〕の適用があるのは法令又は定款の具体的な特別の規定に違反した場合であり、取締役が単に合目的に業務を執行せざりし如き場合は上述の会社に対する責任を生じるのみである」とする¹⁶。

このように取締役の対第三者責任が具体的な法令違反や定款違反の場合に限定される理由は、宗宮信次が述べるように、「会社取締役に任務の懈怠があったからとて、直に第三者に対し責任を負わしめ、一々其の干渉を受くることは、取締役として到底堪え難きところである」という考慮があった¹⁷。要するに、単純な任務懈怠を取締役の対第三者責任に含めてしまうことは、取締役にとって過度な負担になると考えられていた。したがって、今日において頻繁に言及

14 松本丞治「會社重役の第三者に對する責任」同『私法論文集続編〔復刻版〕』（有斐閣、1989年）462頁〔初出：1932年〕。また、大正8年に出版された文献においても、松本は、取締役の対第三者責任に関する判例を引用してごく簡単な説明を行うだけにとどまっている（『會社法講義〔第10版〕』（巖松堂書店、1919年）351頁）。

15 田中誠二「大判昭和8年2月14日判批」法学協會雜誌52卷3号（1934年）581頁。

16 田中耕太郎『改正會社法概論』（1939年、岩波書店）581頁～582頁。

17 宗宮信次「株式會社重役の損害賠償責任（2・完）」民商法雜誌6卷6号（1937年）1071頁。

される倒産局面にある会社の経営者が事業を継続するというような場面は、特に問題として認識されていなかった。

それでは、取締役の対第三者責任規定は、どのような理由から必要だと考えられていたのだろうか？

(b) 特定の場面における債権者保護の必要性

当時の学説は、次の2つの理由から取締役の対第三者責任規定によって債権者を保護する必要があると考えてきた。

第1に、取締役の対第三者責任規定は、銀行や信託会社（無尽業者）の取締役の違法行為への対処として期待されていた。たとえば、取締役の対第三者責任について包括的に検討した石川忠は「銀行、信託会社、保険会社（その他一般の株式会社と小株主との関係もまた然り）等の如く自己の権利擁護に於て無力な民衆と継続的な債権関係を結び且つ絶対的なイニシアチブを有する株式会社」の取締役が違法行為を行わないようにするために、取締役の対第三者責任規定が必要だと指摘していた¹⁸。

その他の学説においても、取締役の対第三者責任を説明する際に念頭に置かれていたのは、銀行の取締役による横領や背任行為であった。たとえば、田中（耕）は「例えば銀行の取締役が行金を横領し又は背任行為に因り会社の財産状態を悪化し、預金者に損害を与えた如き場合には、仮令任務違反は会社に対するものであっても、本条の責任を負はなければならない場合が存するのである」と説明する¹⁹。また、宗宮も「銀行の取締役が行金の横領又は背任行為の為に会社の財産状態を悪化し、預金者に損害を与えた場合には、任務懈怠は会社に対するものではあるが、同時に法令違反として、預金者に対しても責任を負わねばならない」とする²⁰。

18 石川忠「取締役の第三者に対する責任（1）」法律新報501号（1938年）3頁。

19 田中（耕）・前掲注（16）582頁～583頁。

20 宗宮・前掲注（17）1073頁。

第2に、第1の理由と関連するが、当時の学説は、主に銀行の違法配当を念頭に置いて、民法の規定（債権者代位など）だけでは債権者の保護には不十分だと理解していた。たとえば、石川は「総会の決議に基づく不良配当や不良貸出…（の）場合において第三者に与えられた権利が民法上の債権者代位権、債権者取消権以外にないとするれば、その救済はあまりにも部分的であり、煩雑であり、無力であるといわねばならない」と述べる²¹。さらに、宗宮も、違法配当に対処するために取締役の対第三者責任規定の適用を提案する²²。

このように、取締役の対第三者責任規定は、預金者を銀行の取締役による違法行為から救済するための手段として期待されていた²³。その当時は銀行に対する参入規制や最低資本金規制、監督官庁による監督などが不十分であったことに加えて²⁴、銀行の破綻や違法配当も頻繁に生じていたことからすれば²⁵、取締役の対第三者責任規定に預金者の救済という役割を期待してもおかしくはないと思われる²⁶。

なお、この当時の事案は主として間接損害事例であったものの²⁷、取締役の対第三者責任の対象となる損害の範囲には、間接損害事例だけでなく、直接損害事例も含めるべきだとの考え方が一般的であった。たとえば、伊澤孝平は、「直接損害間接損害と言う限界の不明瞭な概念をもって本条の適用範囲を限定する

21 石川・前掲注(18)3頁。

22 宗宮・前掲注(17)1078～1079頁。

23 田中(誠)・前掲注(15)582頁～583頁は「法令または定款の規定を云うのを具的なる名文の規定に限定することなく、夫等の規定の立法精神から生ずる広い要求の場合を包含せしむべきである。取締役の第三者に対する責任の加重化と云う実際の要求には此の方向より応ずべきであり、昭和二年の金融恐慌の際に生じた不当貸付に対する銀行取締役(平取締役をも含む)の預金者に対する責任の問題も此の解釈方法により解決するを得べきものと思う」とする。

24 寺西重郎「明治期における銀行の成立について」経済研究30巻1号(1979年)72頁、遼英治「わが国における銀行規制体系の形成と確立」歴史と経済182号(2004年)2頁～6頁。

25 遼・前掲注(24)9頁、伊藤正直「昭和初年の金融システム危機—その構造と対応」阿部悦生編著『金融規制はなぜ始まったのか』(日本経済評論社、2003年)159頁～164頁。

26 違法配当にかかる取締役の責任についても、明文の規定が設けられたのは、昭和25年の商法改正であった。鈴木竹雄=石井照久『改正株式会社法解説』(日本評論社、1950年)171頁、267頁。

27 龍田節「東京地判昭和33年11月28日判批」法学論叢66巻3号(1959年)95頁。

は不可である」としていた²⁸。田中(誠)も、間接損害に限定する考え方について、「我商法上明文なきにこだわらずかかる不当な結果を生ずべき制限を認める必要はない」とする²⁹。銀行に対する規制がまだ十分に整っていない状況では、理論的な問題を差し置いても、取締役の対第三者責任規定によって預金者などを幅広く保護する必要があったのだと考えられる。それでは、なぜ取締役の対第三者責任規定が昭和25年に改正されたのだろうか？そのことについて、次にみていこう。

3 どのような経緯で取締役の対第三者責任規定が昭和25年に改正されたのか

(1) 昭和25年の商法改正における不十分な説明

(a) 鈴木竹雄による説明

昭和25年の商法改正において、現在の会社法429条1項に引き継がれている条文が商法266条ノ3第1項に設けられた³⁰。その規定は、次のとおりである。

266条ノ3第1項 取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ重要ナル事項ニ付株式申込証、社債申込証、目論見書、第二百八十一条ニ掲グル書類若ハ第二百九十三条ノ五ノ附属明細書ニ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同ジ

商法266条ノ3第1項では、「其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ」という要件が付け加えられ、「法令又ハ定款ニ反スル行為」という文言は削除された。その結果、取締役の対第三者責任規定は、倒産局面に

28 伊澤孝平「大判大正15年1月20日判批」法学協会雑誌45巻3号(1927年)573頁。

29 田中(誠)・前掲注(15)583頁。

30 岩原編・前掲注(2)340頁〔吉原〕、上柳ほか編代・前掲注(4)301頁〔龍田〕。

ある事業会社の取締役の経営判断にも幅広く適用されるようになった。ただし、このように改正された理由は、次にみるように十分に説明されていない。

昭和 25 年の商法改正に大きく貢献した鈴木竹雄は³¹、この改正について解説した文献において「旧法上の法令または定款に違反する行為というのは具体的な特別な規定に違反する行為を意味し、従って受任者としての善管注意義務に違反するだけでは足りない」と解せられていたのに対し、新法ではかかる制限はなく、後者もまた、取締役の職務に属することというまでもない。しかし旧法上は単なる過失があるにすぎぬ場合でも責任を負わせられたのに対し、新法では悪意または重大な過失があることが必要である。したがって、責任原因の範囲は広がったが、主観的要件は狭められたといえることができる」と説明する³²。

このように、鈴木は、昭和 25 年の商法改正によって、取締役の対第三者責任に経営判断の誤りのような単純な任務懈怠が含まれるようになったことを明言する³³。しかし、これまで具体的な法令違反・定款違反の場合に限定されてきた同責任に、単純な任務懈怠をあえて含めた理由については特に説明されていない。改正前に問題となっていた銀行の取締役による違法行為や銀行の破綻も減少していたことから³⁴、取締役の対第三者責任規定の必要性も以前より減少していたはずである。

もっとも、改正にかかる鈴木の説明は、調査官解説³⁵や昭和 44 年判決の多

31 池野千白「戦後会社法への第一歩」浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会、1999年）207頁。

32 鈴木＝石井・前掲注（26）176頁～177頁。

33 鈴木竹雄『会社法〔新版〕』（弘文堂、1961年）143頁も参照。

34 邊・前掲注（24）2頁～3頁参照。

35 井口牧郎「最判昭和34年7月24日判解」最判解民事篇昭和34年度（1960年）170頁は「取締役の任務懈怠つまりその善良な管理者としての注意義務および忠実義務の違背について悪意又は重過失の存することが必要でありかつそれで十分であって、更に被害者たる第三者に対する関係においてもその権利侵害等についてなんらか悪意又は重過失の存することが必要であるわけではないのである」とする。ただし、奈良次郎「最判昭和41年4月15日判解」最判解民事篇昭和41年度（1973年）203頁は、このような見解に慎重な姿勢を示す。

数意見³⁶にも反映されている。

(b) 発起人の対第三者責任規定の参照と直接損害事例における問題

さらに、鈴木竹雄は、この商法 266 条ノ 3 第 1 項について「新法の立言は発起人の責任に関する規定に倣った」と述べる³⁷。ここで挙げられている発起人の責任というのは、明治 44 年の商法改正の際に設けられた規定である（明治 44 年商法 142 条ノ 2、昭和 13 年商法 193 条）³⁸。昭和 13 年商法 193 条は、1 項で発起人の会社の設立に関する任務懈怠責任について規定し、2 項で悪意または重大な過失があった場合に第三者に対しても損害賠償責任を負うことを規定していた。商法 266 条ノ 3 第 1 項における「職務ヲ行フニ付」が「任務懈怠について」という意味で理解されているのは、この発起人の責任に関する規定との関連で解釈されているのではないかという指摘もある³⁹。

ただ、商法 193 条 2 項の発起人の対第三者責任規定を参照したのであれば、商法 266 条ノ 3 第 1 項を直接損害事例で適用する際に、会社に対する任務懈怠の内容を説明できないという問題に気づけたはずである。なぜなら、この問題は、発起人の対第三者責任規定の解釈において既に指摘されていたからである。

すなわち、商法 193 条 2 項の悪意・重過失は、同条 1 項を受けて会社に対する任務懈怠について必要だと理解されていた⁴⁰。しかし、同条 2 項について争われた裁判例のほとんどは「払込みが欠けているにもかかわらず、払込みがな

36 杉田洋一「最判昭和 44 年 11 月 26 日判解」最判解民事篇昭和 44 年度（1972 年）1086 頁注 1 参照。

37 鈴木＝石井・前掲注（26）176 頁。

38 商法 193 条は、次のとおりである。

1 項 発起人が会社ノ設立ニ関シ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ其ノ発起人ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

2 項 発起人ニ悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ発起人ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

39 佐藤庸『取締役責任論』（東京大学出版会、1972 年）5 頁。

40 鈴木・前掲注（33）64 頁、山下友信編『会社法コンメンタール 2－設立（2）』（商事法務、2014 年）164 頁〔小林量〕。

されたとの形を整えて設立登記をした後に設立無効に係る請求を認容する判決が確定したことで生じた損害（株式価値の下落）について、株主（株式引受人）が発起人に対して賠償を請求した事案であり⁴¹、そこでは発起人などの株主（株式引受人）に対する不実表示が問題となっていた⁴²。そのため、主に、会社の損害ではなく株主（株式引受人）の被った直接の損害、そして会社に対する任務懈怠ではなく、株式の引き受けにかかる不実表示についての悪意・重過失が問題となると指摘されていた⁴³。

したがって、このような指摘を踏まえると、商法 266 条ノ 3 第 1 項においても直接損害事例と同様の問題が生じることは十分に予見できたはずである。もしかすると、鈴木は、最判昭和 16 年 4 月 15 日民集 20 卷 9 号 528 頁の判例評釈において「取締役の行為が直接第三者に対して不法行為を構成する場合には一般原則によれば足りる」と述べていることから、取締役の対第三者責任規定が直接損害事例に適用されることを想定していなかったのかもしれない⁴⁴。あるいは、昭和 25 年改正前商法において争われてきた事案が間接損害事例であったことから、鈴木は、直接損害事例における同規定の適用に対して具体的な問題意識を有していなかった可能性も考えられる。

41 山下・前掲注 (40) 165 頁〔小林〕。

42 大判大正 15 年 3 月 25 日民集 5 卷 206 頁、大判昭和 2 年 2 月 10 日民集 6 卷 20 頁、大判昭和 14 年 12 月 23 日民集 18 卷 1630 頁、大判昭和 15 年 3 月 6 日民集 19 卷 341 頁など。佐藤・前掲注 (39) 252 頁も参照。

43 竹田省「株式会社発起人ノ責任ニ付テ」京都法学会雑誌 5 卷 10 号 (1910 年) 1365 頁、田中誠二「大判大正 15 年 3 月 25 日判批」法学協会雑誌 45 卷 4 号 (1927 年) 787 頁～788 頁、竹田省「大判昭和 2 年 2 月 10 日判批」法学論叢 18 卷 1 号 (1927 年) 149 頁、小町谷操三「大判昭和 2 年 2 月 10 日判批」法学協会雑誌 46 卷 2 号 (1928 年) 326 頁、豊崎光衛「大判昭和 15 年 3 月 6 日判批」法学協会雑誌 58 卷 8 号 (1940 年) 1245 頁、佐藤・前掲注 (39) 252 頁～254 頁参照。当時は、悪徳起業家の横行が問題となっていたとされる（藤井信秀「日露戦争後の経済発展への対応」浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会、1999 年）132 頁）。

44 鈴木竹雄「最判昭和 16 年 4 月 15 日判批」法学協会雑誌 59 卷 11 号 (1941 年) 1894 頁。実際にも、渋谷光子「大阪地判昭和 43 年 2 月 14 日判批」ジュリスト 486 号 (1971 年) 126 頁は、鈴木の見解（鈴木・前掲注 (33) 143 頁）を間接損害限定説に分類している。

(2) 昭和 25 年の商法改正時の議論

(a) 学説の評価

もっとも、昭和 25 年の商法改正直後に公表された文献では、このような取締役の対第三者責任にかかる改正について－昭和 44 年判決でも少数意見を述べた松田二郎裁判官を除けば－異議を述べる者はいない。

大隅健一郎と大森忠夫は「旧法第 266 条によれば、取締役がその任務を怠り法令又は定款に違反する行為をなしたときは、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずべきものとされていた。そのいわゆる法令違反は、単に受任者の一般的注意義務を定める民法第 644 条の規定に違反するだけでは足りないで、たとえば自己株式の取得の禁止・蛸配当の禁止など法令の具体的な特別の規定に違反する場合をいうものと解されていた」として、昭和 25 年改正前商法にかかる判例や学説の見解を紹介する⁴⁵。その上で、「本条は取締役が『その職務を行うにつき』悪意又は重大な過失あるときはと規定しているが、その意味は上述の如く『職務の懈怠につき』悪意または重大な過失あるときはということ明らかであって、表現としては不正確のそしりを免れない」として、会社の任務懈怠について悪意・重過失が必要であると明確に記されていないことを批判するだけである⁴⁶。

また、石井照久も「取締役の任務懈怠・法令定款違反等の行為による損害については、現行法のように会社に対する損害賠償責任－特定の条件のもとに第三者に対する損害賠償責任をも含めて－を認めるものであることは当然のことであろう」としており、取締役の対第三者責任が改正されたことに異論はないようである⁴⁷。

45 大隅健一郎＝大森忠夫『逐条改正會社法解説〔再版〕』（有斐閣，1951年）291頁。

46 大隅＝大森・前掲注（45）291頁。

47 石井照久「取締役制度改正の方向」法曹会編『株式会社法改正の諸問題』（法曹会，1949年）91頁～92頁。なお、石井照久『商法 I（2）』（勁草書房，1964年）464頁でも「この責任は取締役に悪意または重過失がある場合において認められるものであり、しかも、その悪意または重過失は取締役の会社に対する職務の懈怠について存することを要」と説明されている。

これに対して、松田二郎裁判官は「およそ取締役が会社機関として繁雑な事務を集团的且迅速に処理することが要求される関係上、軽過失についてもその責に任せしめることは当を得ない。…したがって本条は不法行為の責任の特別規定として一般不法行為の規定の例外をなすものと解すべきである」としていた⁴⁸。

このように、改正によって取締役の対第三者責任規定やその内容が大きく変わったにもかかわらず、松田の見解を除けば、そのことについて特に異論が述べられていない。また、法律時報の商法改正に関する特集をみても、取締役の対第三者責任については特に触れられていない⁴⁹。先ほど紹介した鈴木竹雄の説明に加えて、上で紹介した論者による説明－会社に対する任務懈怠とそのことについての悪意・重過失が要求されること－が通説として扱われるようになっていく⁵⁰。

(b) その他の改正事項への議論の集中

それでは、なぜ取締役の対第三者責任規定は、理論的な問題を抱えた形で改正されたのだろうか？その理由は、昭和25年の商法改正において、その他の改正事項に議論が集中していたからだと思われる。

昭和25年の商法改正における重要事項として、①書類閲覧権、②株式の譲渡性、③議決権、④新株引受権（資本増加）、⑤少数株主の権利および救済、

48 松田二郎＝鈴木忠一『條解株式會社法』（弘文堂、1951年）308頁。松田二郎『會社法概論』（岩波書店、1951年）208頁も参照。

49 松本丞治「会社法改正要綱批判」法律時報22巻3号（1950年）2頁、松田二郎「株式会社法の改正について」法律時報22巻3号（1950年）13頁、石井照久ほか「改正会社法の諸論点」法律時報22巻3号（1950年）39頁。

50 龍田・前掲注（27）97頁、井口・前掲注（35）169頁～170頁、佐藤・前掲注（39）3頁、上柳・後掲注（69）100頁、大森・後掲注（72）152頁などで通説（あるいは多数説）として扱われている。

⑥外国会社, といういわゆる「シックス・ポイント」が挙げられていた⁵¹。これらの改正事項は, それまでのわが国の会社法を大きく変えるものであった⁵²。そのため, 改正にかかる協議の経過をみても, 取締役の対第三者責任は問題にならず, シックス・ポイントに関わる事項が頻繁に議論されている⁵³。昭和25年の商法改正の主たるねらいは論者によって見解が異なるものの⁵⁴, 少なくとも取締役の対第三者責任に関する改正は蚊帳の外だったとってよいだろう。

改正作業の初期段階で作成された「商法の一部を改正する法律案」には, 改正後の取締役の対第三者責任の規定と同じものがすでに記載されているが(その時は商法266条の2)⁵⁵, その改正理由は「商法の一部を改正する法律案説明書」においても説明されていない⁵⁶。その後, 法制審議会の審議の対象とされた「商法の一部を改正する法律案要綱」においても, 取締役の対第三者責任については特に記載されておらず, 議論された形跡も見当たらない⁵⁷。経済界も, 取締役の対第三者責任よりも, 株主権の強化に強い関心をもっていたようである⁵⁸。このように, 昭和25年の商法改正においては, 別の重要な改正事項に議論が集中しており, 取締役の対第三者責任規定に関する改正についての理論的な問題点が共有, 議論される機会はなかった。その結果, 理論的な問題を抱えたまま, 取締役の対第三者責任規定が改正されてしまった。

それでは, 取締役の対第三者責任規定を裁判所はどのように適用し, 学説はそれをどのように評価してきたのだろうか? このことについて, 次にみていこう。

51 中東正文編著『商法改正〔昭和25年・26年〕GHQ/SCAP文書日本立法資料全集本巻91』(信山社出版, 2003年)解29。

52 鈴木竹雄=竹内昭夫『商法とともに歩む』(商事法務研究会, 1977年)146頁。

53 中東・前掲注(51)解7~解153。

54 三枝一雄「昭和25年商法改正の歴史的意義」法律論叢46巻1号(1973年)89頁参照。

55 中東・前掲注(51)資92。

56 中東・前掲注(51)資101。

57 中東・前掲注(51)解83~101。岡咲恕一「商法の一部を改正する法律案要綱概説」法曹会編『株式会社法改正の諸問題』(法曹会, 1949年)1頁以下も参照。

58 鈴木=竹内・前掲注(52)175頁。

4 なぜ多数意見のような見解がだされたのか

(1) 裁判例の特徴

判例データベース（LEX/DB インターネット）で商法 266 条ノ 3 を条件に検索すると、昭和 44 年判決までに合計 47 件の事案が抽出される⁵⁹。これらの事案には、本稿の分析との関係で 4 つの特徴が挙げられる。

第 1 に、昭和 25 年の商法改正前まで問題となっていた銀行の取締役の責任は争われず、その代わりに一般事業会社の取締役の責任（手形の振出し）が問題となっている。これは、1928 年の銀行法施行に伴い銀行に対する規制が大幅に強化されたこと、昭和 25 年の商法改正によって経営判断の誤りのような単純な任務懈怠が含まれたことを反映している。

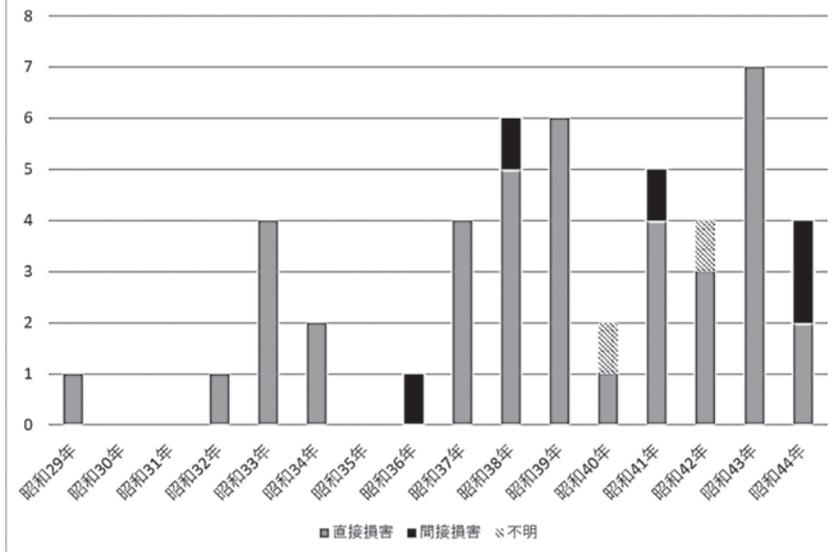
第 2 に、事実関係が不明確な 2 件を除いた 45 件の事案のうち、直接損害事例が 40 件を占める（図表 1 参照）⁶⁰。このことは、裁判所が会社に対する任務懈怠やそのことについての悪意・重過失をいかにして認定するのかという困難な問題に直面していたことを意味する。なぜなら、直接損害事例において、会社に対する任務懈怠の内容を説明することは容易でないからである⁶¹。

59 47 件という数字は、昭和 25 年改正前商法や株主による請求、発起人の事案を除いた後のものである（除く前の件数は 57 件である）。また、同じ事件でも地裁判決と高裁判決といった形で重複しているものも 3 件含まれる。

60 本稿では、広島地判昭和 36 年 8 月 30 日下民 12 卷 8 号 2116 頁、東京高判昭和 38 年 1 月 30 日高民 16 卷 1 号 1 頁、大阪地判昭和 41 年 12 月 7 日判例時報 476 号 53 頁、東京高判昭和 44 年 2 月 28 日民集 26 卷 5 号 995 頁（最判昭和 47 年 6 月 15 日の控訴審）、大阪高判昭和 44 年 5 月 26 日判例タイムズ 236 号 145 頁の 5 件を間接損害の事案に分類した。直接損害と間接損害の分類が微妙な事案もあるが、そのことを考慮しても直接損害の事案が間接損害の事案を大きく上回る。なお、直接損害の事案がほとんどであることは、これまでも指摘されている（塩田親文＝吉川義春『総合判例研究叢書商法（11）』（有斐閣、1968 年）134 頁およびそこで引用されている文献も参照）。

61 高橋・前掲注（3）18 頁～21 頁。

図表 1 取締役の対第三者責任に関する事案（件数）



第3に、このような状況を受けて、裁判例のなかには、会社に対する任務懈怠やそのことについての悪意・重過失を認定せずに（あるいは曖昧なままに）、場合によっては「其ノ職務ヲ行フニ付」や「第三者に対する加害」についての悪意または重過失を認めることで、直接損害事例に対応するものも多かった（直接損害事例40件のうち会社に対する任務懈怠（善管注意義務違反・忠実義務違反）とそのことについての悪意・重過失を明確に認定したのは15件だけである）⁶²。

第4に、第三者に損害を与える取引を行った取締役の責任だけでなく、その取引に関与していない取締役の監視義務も争われるようになった⁶³。裁判所も、代表取締役の監視義務違反を理由に、当該代表取締役の対第三者責任を認めて

62 このような傾向は、特に昭和41年以降の事案において強くみられる。なお、塩田＝吉川・前掲注（60）96頁も参照。

63 塩田＝吉川・前掲注（60）41頁～44頁，58頁～63頁も参照。

いた⁶⁴。

(2) 学説からの評価

それでは、このような裁判所の対応について、学説はどのように評価してきたのだろうか。

龍田節は「それは第三者に損害を及ぼすことについての重過失であって、任務懈怠についての重過失ではないといわねばなるまい。なぜなら、第三者の直接損害の場合には会社に損害を生ぜず、任務懈怠ということは考えられないから」としていた⁶⁵。

また、龍田と同じ事案を検討した菱田政広も「直接損害の場合は…悪意・重過失は…第三者に対する加害につき…存すべきものであろう」として、龍田と同様の見解を述べる⁶⁶。上田宏も「悪意又は重過失は会社に対する任務懈怠について存すべきではなく、第三者に対する加害につき存すべきことが必要だろう」とする⁶⁷。このように昭和25年の商法改正以降の取締役の対第三者責任に関する判例評釈の多くは、第三者に対する加害についての悪意・重過失を要求

64 たとえば、東京地判昭和29年6月21日下民集5巻6号899頁、東京高判昭和39年7月31日判例時報384号50頁、東京地判昭和43年8月21日判例タイムズ230号274頁、大阪地判昭和43年12月24日判例時報565号76頁などが挙げられる。なお、平取締役の監視義務違反を理由とした当該平取締役の対第三者責任は否定されていた。

65 龍田・前掲注(27)96頁。

66 菱田政広「東京地判昭和33年11月28日判批」ジュリスト216号(1960年)115頁。

67 上田宏「大阪高判昭和34年7月10日判批」商事法務研究210号(1961年)284頁。

する立場を支持していた⁶⁸。

これに対して、上柳克郎は、会社に対する任務懈怠を要求し、直接損害事例については民法の不法行為によって対処するという見解を主張していた⁶⁹。会社に対する任務懈怠を要求するのであれば、このように解するほうが理論的には一貫している。しかし、当時の学説の多くは、直接損害事例について民法の不法行為では十分に対処できないと考えていた。

菱田は「第三者に対する不法行為が成立するかどうかについて困難な問題が生じ、ことに過失の問題についてはその責任追及のための議論は難しいので本条立法の効用は十分ある」とする⁷⁰。赤堀光子も「取締役の第三者に対する責任を肯定する場合に、…現段階において709条で問題とするような違法性が存在するといえるかどうか、なお疑問が残るからである」として、直接損害事

68 大塚市助「東京地判昭和38年9月13日」ジュリスト346号（1966年）98頁も「それ以前の手形振出しについても、『重大な過失』の立証が行われた場合には、やはり…賠償責任を追求しうる」として、手形振出しについての重大な過失を問題とする。

また、赤堀光子「大阪地判昭和39年9月22日」ジュリスト380号（1967年）135頁も「本判決では小切手を振出しても不渡になること即ち第三者に損害を与えることの見又は予見可能性が中心の問題となっており、従って、不渡となるような小切手振出が『任務懈怠』にあたると思えない限り（これを善管義務の懈怠とみるにしても、それは第三者に対し加害行為のあったことの結果として非難が向けられるのである）、むしろ右要件をもって第三者に与えたことについての重過失と考えていると解すべきであろう」として、第三者に対する加害についての悪意・重過失を要求する。

これに対して、山口賢「東京地判昭和42年9月30日判批」商事法務536号（1970年）352頁は、会社に対する任務懈怠についての悪意・重過失でよいとする。なお、その他の判例評釈として谷川久「東京地判昭和32年5月13日判批」ジュリスト209号（1960年）84頁および近藤弘二「広島地判昭和36年8月30日判批」ジュリスト329号（1965年）122頁があるが、どのような見解に立っているのかは明らかでない。

69 上柳克郎「最判昭和34年7月24日判批」民商法雑誌42巻1号（1960年）101頁。北沢正啓「大阪地判昭和38年1月25日判批」ジュリスト364号（1967年）114頁も同様の見解を述べる。

70 菱田・前掲注（66）115頁。

例における取締役の対第三者責任規定の適用を支持する⁷¹。このような見解は、今日の民法上の理解からすれば正しいとはいえないのかもしれないが、1960年代の時点では、それなりの説得力を有していたと思われる⁷²。

(3) 形成過程からみた昭和44年判決の多数意見

昭和25年の商法改正以降、取締役の対第三者責任規定は、直接損害事例において重要な役割を果たしてきた。また、そうした役割を担うことについて、学説は、民法の不法行為責任に関する議論も踏まえて肯定的であり、そのような考え方も説得力があった。したがって、このような状況において、同規定を直接損害事例にあえて適用しないとすることは考えにくい。これに対して、間接損害事例はほとんど生じていなかったことから、同規定を間接損害事例に適用しなくても大きな不都合は生じなかったといえる。しかも、昭和44年判決の事案では会社に支払能力がない状況で手形が振り出されており、直接損害事例に分類できるような事案であった。

そうだとすれば、多数意見は、なぜ少数意見のように第三者に対する加害に

71 赤堀・前掲注(68)136頁。大塚・前掲注(68)98頁も「即ち債務超過に陥っている事実を告知しなかった点に、行為の違法性(民法709条にいわゆる「権利侵害」)があるとするのである。しかし、不作為による不法行為が成立するためには、その前提として作為義務があることを要するのが、これまでの判例学説である」との認識から、「不作為による不法行為を認めることは、従来の判例学説の立場に照らして、承認しえないことになる」として、民法上の不法行為での対処に疑念を述べる。

大阪谷公雄「取締役の責任」田中耕太郎編『株式會社法講座第三卷』(有斐閣、1956年)1134頁も「不法行為の理論に従ってのみ処理すべきものとする、果して第三者に対する不法行為が成立するかどうか、成立するとしても会社が責任を負うのであるが取締役も又責任を負うかについて困難な問題を生ずる」とする。

72 高橋・前掲注(3)24頁。これに対して、大森忠夫「最判昭和38年10月4日判批」民商法雑誌50巻5号(1964年)808頁は「近時の判例がこのような場合をも商法第266条の3の適用によって取締役の責任を認めようとするのは、一般の不法行為法理を適用する場合における諸要件の存否に関する複雑な問題を回避するため、同条の適用範囲をできるだけ広げようとする配慮が働いている、とも推測される。しかし、すでに一般不法行為法理における民法709条の『権利侵害』がひろく『違法な加害行為』というふうに解される傾向にあることを思えば、そのような配慮は必ずしも必要・妥当ではない」と指摘する。

ついでに悪意・重過失を要求し、直接損害限定説を採用しなかったのだろうか？その理由として、取締役の監視義務違反が争われるようになっていたこと、そのことに対処する必要性があったことが挙げられる。そのような事案のなかには、会社の業務一切が別の代表取締役任せきりにされているような悪質なケースも少なくなかった。

仮に少数意見のように第三者に対する加害についての悪意・重過失を要求した場合、取締役の監視義務違反の事案に取締役の対第三者責任規定を適用できなくなる。また、当時の議論状況（もしかすると現在でも）からすると、取締役の監視義務違反を理由に、当該取締役の第三者に対する民法の不法行為責任を認めることも難しい⁷³。これに対して、会社に対する任務懈怠についての悪意・重過失を要求するのであれば、取締役の監視義務違反を理由に当該取締役の対第三者責任を認めることも容易になる。昭和44年判決の事案も、手形を振り出した代表取締役に対する別の代表取締役の監視義務違反が争われた事案であった。以上のことからすると、多数意見は、理論的な整合性を犠牲にしても、取締役の監視義務違反が問題となる事案に対処するために会社に対する任務懈怠についての悪意・重過失を要求し、その結果として間接損害事例も含める立場を採用したと考えられる。

このような多数意見の立場と異なり、少数意見は、そもそも取締役の監視義務違反を理由に当該取締役の対第三者責任を認めることに消極的であった⁷⁴。少数意見を述べた4人のうちの1人である松本正雄裁判官は、「代表取締役には他の代表取締役の職務執行を監視警戒する義務はない」と明確に述べる。このような立場からすれば、そもそも取締役の監視義務違反は、会社や株主との関係ですら問題にならない。したがって、当然のことながら、そのような監視義務違反を理由とした取締役の対第三者責任を認める必要もない。さらに、松

73 高橋陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか？（2・完）」法学論叢178巻2号（2015年）15頁も参照。

74 田尾桃二「最大判昭和44年11月26日判批」判例タイムズ243号（1970年）76頁。

田二郎裁判官とそれに同調する田中二郎裁判官も、業務を執行して第三者に損害を与えた取締役以外の取締役は商法 266 条「第 2 項に規定するところに該当するときは、共同不法行為者としての責を負う」としているだけで、取締役の監視義務違反は対第三者責任において問題にならないと考えている⁷⁵。このような少数意見の立場からすれば、第三者に対する加害についての悪意・重過失を要求する直接損害限定説を採用することにも問題はなかった。こうした取締役の監視義務違反の事案に対する立場の違いが多数意見と少数意見の立場を分けたように思われる。

5 おわりに

本稿では、「なぜ理論的に問題のある取締役の対第三者責任規定や昭和 44 年判決の多数意見がうみだされたのか」という疑問を明らかにするために、その手がかりとして形成過程を検討してきた。その内容を簡単にまとめると、次のとおりである。

①明治 32 年商法 177 条 1 項の取締役の対第三者責任は、経営判断の誤りのような単純な任務懈怠ではなく、具体的な法令や定款違反の場合に限って認められてきた。同責任規定は、銀行に対する規制が不十分な状況で、銀行の取締役の違法行為や銀行の破綻から預金者を保護するために重要な役割を担ってきた。

②ところが、昭和 25 年の商法改正によって、取締役の対第三者責任に関する規定は、倒産局面にある事業会社の取締役の経営判断にも幅広く適用されるようになった。改正時にされた説明－会社に対する任務懈怠とそのことについての悪意・重過失が要求される－では直接損害事例をうまく説明できないことが既に明らかであったものの、このような問題は共有・議論されなかった。昭和 25 年の商法改正においては、その他の改正事項に議論が集中していたから

75 田尾・前掲注 (74) 76 頁。

である。

③昭和 25 年の商法改正以降、取締役の対第三者責任規定が争われた事案のほとんどが直接損害事例であったことからすると、昭和 44 年判決の多数意見は、少数意見と同様に直接損害限定説を採用することもできた。しかし、多数意見は、理論的な整合性を犠牲にしても、取締役の監視義務違反が問題となる事案に対処するために会社に対する任務懈怠についての悪意・重過失を要求し、その結果として間接損害事例も含める立場を採用したと考えられる。これに対して、少数意見は、そもそも取締役の監視義務違反を理由に当該取締役の対第三者責任を認めることに消極的であった。こうした取締役の監視義務違反の事案に対する立場の違いが多数意見と少数意見の立場を分けたように思われる。

〔付記〕 本稿は JSPS 科研費 20K13364 による研究成果の一部である。

提出年月日：2020 年 10 月 1 日